

蕪崎市立病院テレビ付床頭台等病棟備品賃貸借
仕様書

令和7年1月

蕪崎市国民健康保険蕪崎市立病院

1. 件名

蕪崎市立病院テレビ付床頭台等病棟備品賃貸借

2. 契約期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日（5年間／60ヶ月）

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

3. 業務の目的

病室において、入院患者及びその関係者により良質な療養環境を提供し、サービスの向上を図る必要性から、テレビ床頭台等病棟備品（以下「テレビシステム」という。）を一括して業者から借入するものである。

4. 調達物品に係る要件

本件調達物品に係る要求は、以下に示すとおりである。

当院の予定価格を満たす価格提案であっても、実施が不可能と思われる提案での応募は提案物品の性能・安全性及び、患者へのサービスが担保できない恐れがあるため不可とする。また、公募内容と関係性のない備品等の提案は不可とする。

【テレビシステム台数】

| 仕様書番号 | 物品名 | 数量 |
|-------|--------------|------|
| 4-1 | 19型デジタル液晶テレビ | 159台 |
| 4-2 | 木製床頭台 | 159台 |
| 4-3 | 小型冷蔵庫 | 159台 |
| 4-4 | 課金制御機構 | 159台 |
| 4-5 | 施錠機構 | 159台 |
| 4-6 | 洗濯機 | 1台 |
| 4-7 | 乾燥機 | 1台 |
| 4-8 | イヤホン自動販売機 | 1台 |

4-1 19型デジタル液晶テレビは以下の要件を満たすこと。

- (1) 国内メーカー製19型で、地上デジタル・BSチューナーを備えているものとする。
- (2) 付属品としてB-CASカード盗難防止器具、配線(アンテナケーブル・分波器)を備えていること。また、床頭台の設置は角度可変式の天吊りTVアームを用いること。
- (3) B-CASカードやリモコンの万一の紛失の際には、代替品を無償提供すること。

- (4) ユニバーサルデザインの観点から、チャンネル表示は縦 15 mm 程度の大きな文字で表示できること。
- (5) テレビ本体・リモコンが S I A A に準拠した抗菌仕様であり、抗菌製品技術評議会に製品登録され、その確認ができること。
- (6) リモコンは高齢者に分かりやすい様に、ボタン数が少なく、表記が大きいシンプルなものであること。また抗菌仕様であること。さらに、多床室での使用を考慮し、リモコンの干渉対策がされていること。
- (7) イヤホンジャックは、床頭台の左右どちらからでも届きやすい、テレビ前面の中心位置に装備されていること。またイヤホンは市販のものが使用できること。
- (8) 病院案内視聴に対応できること。患者が任意に必要な項目を選択し視聴できること。院内放送用のコンテンツは、将来当院の設備変更等々に伴い内容を更新する可能性があるが、その際発生するコンテンツの変更費用は受注者が負担するものとする。

4-2 木製床頭台は以下の要件を満たすこと。

- (1) 19 型の液晶 T V を設置するため、液晶 T V の全幅より床頭台の全幅を広くすることとし、サイズは幅 560mm 奥行き 520mm 高さ 1790mm 程度とする。
- (2) 耐水性、耐磨耗性を考慮し、本体主材は前板・側板・天板ともにメラミンまたはオレフィンまたは塩ビシート張りとする。
- (3) 床頭台には上部収納棚、課金制御機構（4-4）、施錠機構付き抽斗（4-5）を設けること。また、下段収納部には小型冷蔵庫（4-3）を設置すること。
- (4) 両サイドに折り畳みができるタオルかけ及び、杖ホルダーを設置すること。
- (5) 天板部が物置台としてフラットに活用できるよう、テレビは可動式の天吊り金具に取付けるものとし、金具は左右角度可変型でテレビを真横 90 度からでも見る機能を有するものとする（テレビ・床頭台と一体型の設計であること）。
- (6) 患者が利用できるコンセントを 2 口以上設けること。
- (7) 大型のキャスターを採用し、足元で 4 輪一括ロック、解除の操作ができること。

4-3 床頭台用小型冷蔵庫は以下の要件を満たすこと。

- (1) 床頭台に収納可能で、内容量 22L 程度であること。
- (2) フロンガスを使用しない冷却方式（ペルチェ方式）の小型冷蔵庫であること。
- (3) 冷蔵庫本体・取っ手・庫内バスケット等、全てが S I A A 準拠した抗菌仕様であること。
- (4) 扉は引き出し式とし、閉め忘れ防止機能を有すること。

4-4 課金制御機構は以下の要件を満たすこと。

- (1) テレビ(19 型液晶テレビ)、冷蔵庫の電源を同時に ON/OFF することができること。

- (2) 課金制御に使用する専用キーは、当院専用のもとし、他施設に流用できないようセキュリティが確保されていること。また、病院の求めに応じ必要数量を随時受注者より無償で供給すること。
- (3) 運用管理面を考慮し、課金後、電源が入っていることがわかりやすいこと。
- (4) 床頭台前面に設けること。

4-5 施錠機構は以下の要件を満たすこと。

- (1) 床頭台抽斗部分に具備させ、抽斗ごと施錠が可能であること。紛失防止対策として施錠時のみ鍵が抜けるようにすること。
- (2) キータイプで、鍵の紛失時に交換が容易であること。また、予備カートリッジは随時無償で補充すること。
- (3) 使用方法、鍵の形状、開閉状態など高齢者に分かりやすい工夫がされていること。
- (4) マスターキーは当院専用であり、他のどの施設にも流用できないものであること。
- (5) 鍵は携帯できるように、伸縮性のあるリストバンドを付けること。

4-6 洗濯機は以下の要件を満たすこと。

- (1) 全自動式であること。
- (2) 容量は 4.5 kg 以上のものとする。
- (3) 利用方法の案内を備え付け、高齢者に使いやすい工夫がされていること。
- (4) 定期的な清掃を行うこと。

(定期的な清掃とは、機器筐体の外側拭き取り、機器内部のゴミ等取り除き、洗濯機ホコリ取りネット破損時の交換、洗濯機パン及び排水口の清掃を指し、これらを月 1 回以上行うこととする。)

- (5) 100 円硬貨で利用が出来ること。

4-7 乾燥機は以下の要件を満たすこと。

- (1) 全自動式であること。
- (2) 容量は 4.5 kg 以上のものとする。
- (3) 利用方法の案内を備え付け、高齢者に使いやすい工夫がされていること。
- (4) 定期的な清掃を行うこと。

(定期的な清掃とは、機器筐体の外側拭き取り、機器内部のゴミ等取り除き、乾燥機ホコリ取りネット破損時の交換、乾燥機フィルター清掃等を指し、これらを月 1 回以上行うこととする。)

- (5) 洗濯機（4-6）の上部に、スタンドにて固定できること。
- (6) 100 円硬貨で利用ができること。

4-8 イヤホン販売機は以下の要件を満たすこと。

- (1) 電源を使わずに利用できる手動式とすること。
- (2) 使用硬貨は 100 円硬貨とすること。

5. テレビシステムの運営について。

- (1) 当該システムは、患者が利用を希望した場合、仕様書番号 4-1 から 4-8 までの機器類及び付属部品(消耗品は除く)を全て病院側が患者に直接レンタルするものとし、それに係る料金の設定および徴収は、病院側の裁量によるものとする。なお、受注者への支払いは、提案金額を基に契約した金額を契約月数で除し、当該利用月の翌月に指定口座へ払い込むものとする。
- (2) メンテナンスは、患者への随時良好な療養環境提供にかかるその重要性から迅速な対応を要するため、メンテナンス部門を持つ受注者自身が責任を持って行うものとする。
- (3) NHK受信料、ケーブルテレビ受信料については、受注者にて負担するものとする。
- (4) テレビをはじめとする設置機器の簡易取り扱い、及びその他サービスに関する取扱説明書を受注者負担にて各病室に備えるものとする。
- (5) 年 1 回以上の定期点検、及び月 1 回以上の巡回サービスを徹底し、設置機器の保守管理を随時行うこと。また、問題があれば速やかに対応すること。
- (6) その他、運営上必要な備品・部材・消耗品に関しては受注者が随時用意すること。
- (7) 賃貸借期間中のメンテナンスについては即日対応とし、365 日 24 時間、電話による対応が可能であること。また、持ち帰り修理が発生した際は、修理期間中代替品を提供できること。

6. その他の要件、留意点について。

- (1) テレビシステムにおいては、将来当院側の希望により数量の変更もしくは、仕様変更を行う際には、受注者は柔軟に対応できるものとする。
- (2) 各設置機器については賃貸借契約物品を区別する管理シールを貼り付けること。
- (3) 当仕様書による表記は、令和 6 年 12 月現在のものであり、今後当院の医療環境、運営環境等の諸事情の変化により、仕様の変更、項目の削除及び追加の可能性があるものとする。
- (4) 設置機器の保守及び修理・消耗品費用については、使用者側の故意、又は重大な過失を除き受注者側負担とする。
- (5) 仕様を満たさない商品での応札は認めないものとする。
- (6) 設置機器等は前述の仕様を満たす場合に限り、令和 6 年 12 月時点で製造後 7 年程度以内の再生品でも使用可能とする。再生品を使用する場合は、その機器のカタログや仕様等が容易にわかる資料を提案資料として提出し、説明するものとする。

- (7) テレビシステム導入にあたっては、山梨県内の医療機関において同一または類似業務の契約実績が 5 件以上あり、直近 3 年以上の管理運営実績を有する提案者であること（グループ会社の契約実績を含めてよい）。
- (8) 搬入作業については、患者および病院職員への負担軽減の観点から、既存品の提供業者との連携により撤収を含めた入替計画を作成し、搬入作業時に発生する梱包材や養生材料等の廃材は、導入業者が責任を持って処理すること。
- (9) 物件の設置は、令和 7 年 3 月 31 日までに完了すること。